

の四点を条件に委員会の了承を得てから予算執行するよう附帯決議を付した。

環境消防水道委員会

平成19年度岡山市水道事業会計補正予算(第二号)が付託され、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

田町一丁目地内漏水事故に伴う石綿管更新

委員 本年5月の田町一丁目地内漏水事故に伴い、同地の石綿管を更新しようとするものだが、この本管は事故以来止水しているが修復の必要性があるのか。

市 止水している現在、ほかの本管に負荷をかけながら給水している。現状でほかの本管に事故が発生した時には、水圧低下あるいは断水となることが考えられ、南部地域への安定給水のためにはぜひとも必要な工事だ。

委員 全国都市緑化おかやまフェアに合わせて西川緑道公園再整備の予定もあるが、工事時期が重なれば、周辺に影響

響を及ぼすのではないかと。

市 平成20年8月下旬の完工を予定しているが、公園緑地課とも協議しており、本工事が影響を及ぼすことはない。

委員 現在残っているほかの石綿管の更新予定は。

市 平成20年度から29年度にかけて、残る石綿管三八・四キロメートルを全面解消する計画を立てている。

経済委員会

平成19年度岡山市一般会計補正予算(第三号)ほか二件の議案が付託され、全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定した。

国民宿舎おかやま桃太郎荘 指定管理者への損失補償

委員 漏水事故及び施設の老朽化により、本年3月末で国民宿舎おかやま桃太郎荘を休止したことに伴い、指定管理者に対して和解を行い、損失補償金等を支出することについて、

①老朽化が進んでいたならば、二年前の指定管理者導入の時に施設を休止すべきでは

なかったか。

市 ②漏水事故があったとしても、当分の間、営業を続けていたら営業や労務に関する損失補償額が抑えられたのではないかと。

委員 ①建物は老朽化していたが、応急的な修繕により、しばらくは維持できると考えていた。営業が可能である以上、国民宿舎のサービスを市民に提供していきたいと判断した。

②漏水事故は埋設された給湯管の破損によるもので、しかも漏水量が多大であったため、改修するにしても一定期



休館となっているおかやま桃太郎荘

間の休業は避けられず、施設を休止した。

委員 今後、桃太郎荘の跡地はどのように活用していくのか。

市 予想以上に自然公園法の規制は厳しいが、国立公園内に設置できるものではないものを整理し、いろいろな角度から調査研究をしたい。

委員 市民、地元が注目している。早急に検討して、本委員会に報告してほしい。

建設委員会

平成19年度岡山市下水道費特別会計補正予算(第二号)ほか四十二件の議案が付託され、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

開発行為の許可基準等に関する条例

―法改正に伴い廃止された既存宅地制度の経過措置期間が終了し、期間中のホテル、旅館の規制について定めた条例附則を削除する―

委員 本市が独自に条例を制定し開発を規制しようとしたが、残念ながら限界がある。

本条例制定の経過から、見解は。

市 法は全国一律であるが、地方には地方の事情がある。各都市がそれぞれのまちづくりに対する考え方をもち、それが少しでも国に届くよう、チャレンジしていくことも必要だ。

―また、本条例の在り方についても議論となった―

委員 おおむね五十戸以上の建築物が連たんしている地域において要件を満たせば、市街化調整区域であっても住宅の新築が可能になっている。しかし、この規定は本市の景観を損ないかねず、都市ビジョンが策定され、市景観条例も制定されようとしている中では、本市の原風景を守ることを真剣に考えるべきであり、そうになると、本条例の在り方にも一考の余地があるのではないかと。

市 政令市など他都市と比較すると、本市域は市街化区域の率が非常に低く、五十戸連たんの規定は一定の効果を上げている。岡山の原風景を守ることと、市民の生活を守るという両方の視点を持つべきと考えている。